



第2子の 保育料が 半額 になります

児童福祉課児童福祉係
☎ 0824-73-1192

2人以上の子どもを育てている世帯の支援策として、現在実施している第3子以降の保育料の無料に併せ、本年度から新たに第2子の保育料を半額にします。

第2子の保育料については、これまでは同時入所に限り、保育料を半額としていましたが、本年度からは同時入所の有無に関わらず半額となります。第3子以降の保育料は、これまでどおり無料です。

なお、年収約360万円未満相当のひとり親世帯などは、第1子から半額、第2子以降を無料化します。

例	0歳	1歳	2歳	(年少) 3歳	(年中) 4歳	(年長) 5歳	(小1) 6歳	(小2) 7歳	(小3) 8歳	(小4) 9歳以上
多子世帯の場合			第3子 無料		第2子 半額			第1子の年齢に関わらず、第2子半額、第3子以降無料		第1子
年収約360万円未満相当のひとり親世帯などの場合				第2子 無料		第1子 半額		第1子から半額、第2子以降無料		

※生活保護世帯や、ひとり親世帯などで市町村民税非課税世帯の場合は、第1子から無料です。

母子保健 だより



『妊娠とタバコ』

保健医療課健康推進係
☎ 0824-73-1255

タバコが健康に悪いことはよく知られています。特に妊娠中にタバコを吸うと、タバコに含まれるニコチンをはじめとした約200種類の有害物質により、お母さんや赤ちゃんに害が及びます。

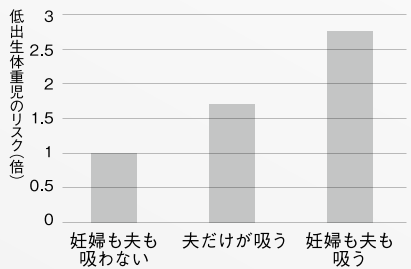
妊娠・出産への影響

タバコの有害物質は「血管の内壁を傷つける」「血栓をつくる」「血管を収縮させる」「胎盤の機能を悪くする」といった悪影響を及ぼします。そのため、早産のほか、赤ちゃんやお母さんの生死にも関係する胎盤早期剥離などの重大な異常が起こりやすくなります。

赤ちゃんへの影響

タバコの有害物質は胎盤の血流を悪くし、赤ちゃんに届けられる栄養や酸素が減ってしまいます。そのため、赤ちゃんは十分に育つことができず、体重が少なくなることが多く、体全体の発育もよくありません。

喫煙と低出生体重児の関係



出典：財団法人母子衛生研究会「パパ・ママ・赤ちゃん家族のための はじめよう禁煙ブック」より

タバコを吸わないお母さんでも、周囲の人が出すタバコの煙によって受動喫煙が起こります。「広島県がん対策推進条例」により、4月から受動喫煙防止対策が義務化されました。職場や家庭など、特に妊婦の近くではタバコを吸わないようにしましょう。

禁煙宣言書

私は 年 月 日より、
次の理由で禁煙することを宣言します！

理由 _____ 平成 年 月 日

氏 名 _____

担当保健師 _____

庄原市では妊婦さんの禁煙を応援しています！

